平成２３年（フ）第４１９号
千葉県佐倉市大崎台５丁目12番地５
債務者　愛知　裕己
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３５号
千葉県八街市八街ろ183番地190　セイバリーコートⅠ　201
債務者　松浦　伸也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４１号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　１棟501号
債務者　小坂　清美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９６４号
名古屋市中区大須２丁目27番40号　新日本ビル８Ｄ号
債務者　今屋　和彦
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９３号
名古屋市南区柴田本通１丁目12番地の２　ソアレシバタ８Ａ号
債務者　舘　　国宏
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９４号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目５番508号
債務者　田中満里子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７１号
愛知県高浜市神明町８丁目11番地３　ルミナスハイム303号
債務者　小栗　和也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
愛知県岡崎市大和町字家下12番地１　ひまわりハウス107、前住所愛知県岡崎市竜美西１丁目12番地14
債務者　本郷　昌史
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
茨城県つくば市花畑１丁目８番地４　キャラット21　303号
債務者　鷹部　優子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２５号
茨城県土浦市烏山４丁目1987番地１　福田コーポＢ201号
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４０号
大阪府柏原市円明町７番46―105号、前住所大阪府柏原市玉手町19番８号
債務者　荒井　琴弓
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３６４号
堺市美原区南余部259番地15
債務者　大嶽　一郎
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２６号
堺市堺区向陵東町１丁７番19号　大空マンション２号、前住所堺市東区草尾89番地16
債務者　丸山源一郎
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７０号
堺市堺区甲斐町西３丁１番４号　三幸荘１Ｆ２号室
債務者　杉本　三男
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４７号
堺市西区浜寺元町３丁258番地　パティオソラール浜寺101号
債務者　松田　[illegible]郎
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８９４号
札幌市西区発寒６条12丁目２番11号　茂山アパート
債務者　齊藤　茂松
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８５号
札幌市東区北25条東20丁目１番２―202号
債務者　瀧　　航
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部